■市長への政策提言制度運用要領

1. 定義

市が取り組む施策の参考にするための、市政に関する提言又は提案等(以下、「提言」という。)を受ける仕組みを「市長への政策提言制度」という。

2. 目的

提言に対し、適切かつ統一的に対応するため、運用の詳細を定める。

3. 提言の収集方法

提言は、以下の方法によって直接、収集する。

- (1)「市長への政策提言・問い合わせはがき」による投書(提言に関するもの)
- ②市ホームページに掲載する「市長への政策提言・問い合わせ」の入力フォーム (提言に関するもの)
- ③任意様式による投書

4. 回答の対象

- (1) 市政に関する提言は、以下に該当するものを除き、原則回答しなければならない
 - ①回答先の住所・電話番号・メールアドレスがいずれも不明、無効である投書
 - ②市外在住者・匿名の投書
 - ③回答を希望していない投書
 - ④営利目的の活動(宣伝、売り込み)や個人的な誹謗中傷に類する投書
 - ⑤市と係争中または異議申し立て中のものに関する投書
 - ⑥公文書の閲覧等、情報公開条例に基づき取り扱うべき投書
 - ⑦同一の差出人によるもので、過去に当該差出人に回答を行ったものと同一または同様の趣旨の繰り返しである投書
 - ⑧市議会議員や行政委員会委員の個人的見解に関する投書
- (2) 文書回答、面会、訪問又は電話等により市が誠意を持って対応しているにもかかわらず、市の回答に理解が得られない場合は、これ以上の回答ができない旨を伝達した上で、対応を打ち切ることができる。

5. 回答の方法

回答方法は、原則、市長名による文書によって回答するものとする。ただし、緊急を要する内容又は文書等による回答では投書者の理解が得られないと判断するものについては、面会、訪問又は電話により対応することにより、回答したこととみなす。

6. 決裁区分

市長決裁による。

7. 回答期限の目安

10日以内(土日・祝日・年末年始を除く)を目安に回答するものとする。ただし、複数の回答を求められているときは、この限りではない。

8. 回答の対象外となる投書の扱い

市長への政策提言として受け付けた投書のうち、回答先の住所やメールアドレスが不明なもの、市外在住者・匿名のもの、又は回答を希望していないものについては、担当課で受け付けし、市長に報告するものとする。

9. 提言の集約及び公開

広報広聴課は、受け付けた市長への政策提言を集約し、回答を取りまとめ、市HPで公開するものとする。

10. 庶務

- (1) 市長への政策提言制度は、市長政策室広報広聴課が所管する。
- (2) この要領に定めるもののほか、市長への政策提言制度の運用に関し必要な事項は別に定める。

11. 施行日

令和3年4月1日から施行する。なお、「市長へのはがき」によって投書されたものについても、令和3年4月1日に受理したものから適用する。